

2023年度

関東学生アメリカンフットボール連盟
加盟大学の皆さまへ

団体割引
5%※適用!!

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

KCFA補償制度

団体総合生活補償保険

のご案内

1



競技中の
ケガの補償



補償の
メリット

KCFA補償制度

2



練習や
試合以外の事故も
24時間補償

3



第三者への
賠償も補償

4



固定具等装着時
一時保険金補償

5



特定感染症も
補償

保険
期間

2023年4月1日午後4時～2024年4月1日午後4時まで(1年間)

募集
締切

2023年3月31日(金)まで 以降随時受け付けます。

中途加入の補償開始日は、金融機関でお振込をいただいた日からその日を含め3営業日目の午前0時とします。



KCFA補償制度

お問い合わせ先



事務局

一般社団法人 関東学生アメリカンフットボール連盟

事務局 担当：秦・佐藤

代理店・扱者

三井住友海上エージェンシー・サービス 神奈川静岡

〒221-0052神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階

TEL: (045) 620-5806 FAX: (045) 620-5816

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

神奈川支店 横浜第一支社

一般社団法人 関東学生アメリカンフットボール連盟



関東学生アメリカンフットボール連盟「公認補償制度」 [KCFA補償制度]のご案内

平素より関東学生アメリカンフットボールに厚いご声援を賜り、有難く感謝申し上げます。

さて、「KCFA補償制度」は2012年度より連盟全体での相互扶助の観点から、連盟公認として広範囲な補償内容でスタート致しました。

練習中や試合中はもちろんの事、天災危険や熱中症危険、第三者に対する法律上の賠償責任、特定感染症など、24時間あらゆるリスクにさらされている時代ですが、この補償制度に加入することにより、多くの災害リスクから被る経済的な負担を軽減できる補償制度となっております。

2022年度からは、主契約を「学生・こども総合保険」から「団体総合生活補償保険」に変更し、連盟に所属する多くの学生以外のコーチやスタッフの皆さまにもご加入いただける補償内容となりました。

また、ながら事故いわゆる携帯電話操作中における第三者との接触事故により相手が死傷することが問題となっておりますが、当制度ではこのような日常生活での賠償事故も補償いたします。

なお、「KCFA補償制度」は関東学生アメリカンフットボール連盟に加盟する選手や保護者さまの権利でもあるためチーム採用が無い場合でも保護者さまに登録選手を通じてご案内頂きますようよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 関東学生アメリカンフットボール連盟
理事長 廣田 慶

KCFA補償制度ならではのメリットをご利用ください。

KCFA補償制度とは…

関東学生アメリカンフットボール連盟に加盟している大学のアメリカンフットボール部に所属する選手・学生やスタッフ・コーチが被った傷害事故や特定感染症で入院された場合等に保険金をお支払いするプランです。(試合中に限りません。)

団体総合生活補償保険ではアメリカンフットボールにつきましても、運動種類において「危険なスポーツ」と区分せず、日常の運動と同じ保険料率にて設定しております。

是非、今回ご案内する「KCFA補償制度」を活用頂き、選手やスタッフ・コーチの皆さまがより安心して競技や指導に集中できる環境を整備頂きますようご加入をご検討ください。

KCFA補償制度のメリット

- **5%の団体割引でお得な保険料** (個人で加入しても受けられます。)
- **事故によるケガの治療のため固定具等を装着**した場合**一時金**をお支払いします。
- **特定感染症**に罹患し、所定の要件を満たす場合にも傷害入院保険金をお支払いします。
- **傷害後遺障害保険金**をお支払いします。(後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)

次のケースも補償対象となります。



熱中症、天災危険(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波や建物の倒壊などによるケガ)に加え、**特定感染症**も補償対象です。(補償項目は特約によって異なります。)



練習中や試合中のケガはもちろん、**24時間補償**で練習や試合以外の**日常生活のさまざまな事故**や自主トレ、ウェイトトレーニング中の事故なども補償します。



賠償責任は、自転車による通学や練習場への往復途中での**対人・対物事故**も補償対象です。(自動車等の事故に起因する賠償責任は補償対象外です。)



補償内容・事故事例

このような場合にお役に立ちます！

賠償責任 (国内外補償 (一部日本国内のみ補償))

学生およびご家族※の方が日常生活に起因する偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどしてしまい、法律上の賠償責任を負ったとき

※ご家族とは、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者、配偶者、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族 (6親等内の血族および3親等内の姻族)、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子をいいます。
※詳細は10ページをご確認ください。



ケガの補償 (国内外補償)

●不慮の事故で

- ①亡くなられたとき
- ②後遺障害が発生したとき
- ③入院されたとき
- ④手術されたとき
- ⑤通院されたとき



★地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波や建物の倒壊などによるケガも対象となります。

熱中症危険補償

日射または熱射による身体障害で入院した。



固定具等装着時一時保険金補償

骨折により固定具を装着した。



特定感染症危険補償

特定感染症を発病し入院した。



天災危険補償

地震が原因で倒れてきた家具の下敷きになりケガをした。



傷害事故例

- 支払われる保険金は概算です。
- 保険金の算出条件は、ご加入されていたプランの内容に応じて決定されます。



アメフト試合中に膝を捻り内側側副靱帯と前十字靱帯断裂 (入院中の手術あり)

- 入院30日、通院14日

Aプランの場合

傷害入院保険金

10,000円×30日=300,000円

傷害通院保険金

1,000円×14日=14,000円

傷害手術保険金

10,000円×10倍=100,000円

アメフト試合中相手のタックルを受け入院中に手術をしたが後遺障害が発生し認定をうけた。

- 入院37日、通院37日、後遺障害等級9級

Aプランの場合

傷害入院保険金

10,000円×37日=370,000円

傷害通院保険金

1,000円×37日=37,000円

傷害手術保険金

10,000円×10倍=100,000円

傷害後遺障害保険金

9,680,000円×26%=2,516,800円

傷害支払保険金

414,000円

傷害支払保険金

3,023,800円



保険金額・保険料



「ご加入プラン」5タイプからお選びいただけます。

被保険者1名あたりの保険金額と保険料

スタッフ・マネージャー推奨



Aプラン

Bプラン

Cプラン

Dプラン

Eプラン

日常生活賠償
保険金額

国内外補償^(注1)

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したこと等により法律上の賠償責任を負われたとき

1億円

傷害死亡・後遺障害
保険金額^(注2)

国内外補償

事故によるケガで死亡したり、後遺障害が残ったとき

968万円

579.5万円

431万円

233万円

34万円

固定具等装着時
一時保険金

国内外補償

事故によるケガで固定具等を装着したとき

骨折の場合は傷害通院保険金日額の20倍
骨折以外の場合は傷害通院保険金日額の10倍 など

傷害入院
保険金日額

国内外補償

事故によるケガのため入院されたとき

10,000円

7,000円

5,000円

3,000円

1,000円

傷害手術
保険金

国内外補償

事故によるケガのため手術を受けたとき

入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍
上記以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍

傷害通院
保険金日額^(注3)

国内外補償

事故によるケガのため通院されたとき

1,000円

700円

500円

500円

500円

一時払保険料

Aプラン

30,000円

Bプラン

20,000円

Cプラン

15,000円

Dプラン

10,000円

Eプラン

5,000円

保険料払込方法：一時払

※上記は職種級別A（学生等）の保険料です。危険度の高い職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

（注1）一部日本国内のみ補償対象となります。

（注2）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

（注3）実際に通院した日のみが補償対象となります。

●上記プランには天災危険補償特約、実通院日のみの傷害通院保険金支払特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされます。



中途加入保険料

※補償内容は、3ページの加入プランと同じ補償内容です。
(補償の概要および注釈等は3ページをご覧ください)

保険期間 2023年4月1日～2024年4月1日の 中途加入保険料表 (2023年5月1日以降加入分)

スタッフ・
マネージャー推奨



	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン
日常生活賠償 保険金額	1億円				
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	968万円	579.5万円	431万円	233万円	34万円
固定具等装着時 一時保険金	骨折の場合は傷害通院保険金日額の20倍 骨折以外の場合は傷害通院保険金日額の10倍				
傷害入院保険金日額	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円	1,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍				
傷害通院保険金日額	1,000円	700円	500円	500円	500円
11か月用 補償開始日 5/1～5/31	27,390円	18,270円	13,690円	9,140円	4,580円
10か月用 補償開始日 6/1～6/30	24,950円	16,650円	12,470円	8,320円	4,170円
9か月用 補償開始日 7/1～7/31	22,540円	15,010円	11,250円	7,510円	3,750円
8か月用 補償開始日 8/1～8/31	20,010円	13,330円	10,000円	6,670円	3,340円
7か月用 補償開始日 9/1～9/30	17,480円	11,660円	8,740円	5,830円	2,920円
6か月用 補償開始日 10/1～10/31	15,060円	10,050円	7,530円	5,010円	2,510円
5か月用 補償開始日 11/1～11/30	12,430円	8,280円	6,220円	4,160円	2,080円
4か月用 補償開始日 12/1～12/31	9,990円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円

保険料払込方法：一時払

中途加入の補償開始日は、金融機関でお振込をいただいた日からその日を含め3営業日目の午前0時とします。

- 補償開始日4/2～4/30(12か月)は3ページと同じ保険料ですので、そちらをご覧ください。
- 2024年1月以降にご加入を希望される方は、パンフレット表紙記載の代理店・扱者までお問い合わせください。



事故にあわれたら



万一事故にあわれたら

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※) 法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



保険金請求の流れについて

年度末に一斉に保険金請求をされる方がありますが、早めの事故連絡をお願いします。

事故が起こったら

早急に(30日以内に)ご連絡を



電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日 事故受付サービス

三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189

(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みでお支払いします。



三井住友海上事故受付センターへご連絡いただきましたら

関東学生アメリカンフットボール連盟 証券番号 NC08618545

「〇〇大学の□□ですが、いつ、どこで、どのようなケガをしたので保険金請求書を送って欲しい」とお伝えください。

事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189(無料)

24時間 365日



ご加入にあたって



ご加入にあたっての注意事項

- この保険は一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟の加盟大学のアメリカンフットボール部に所属する学生、スタッフ、保護者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人（※）となれる方の範囲は、一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟の加盟大学のアメリカンフットボール部に所属する学生、スタッフおよびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（※）団体総合生活補償保険加入Excelの被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要

な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

引受ガイドライン

事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入プランの制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット重要事項のご説明で確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険期間（保険のご契約期間）
保険金額（ご契約金額）
保険料・保険料払込方法

2. 団体総合生活補償保険加入Excelへの記載・入力への漏れ・誤りがないかをご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください。団体総合生活補償保険加入Excelに正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。

記載・入力への漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・団体総合生活補償保険加入Excelの「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。
*ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませしたか？
- ・団体総合生活補償保険加入Excelの「職業・職務」欄（「職種・級別」欄を含みます。）は正しくご入力いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませしたか？
- ・団体総合生活補償保険加入Excelの「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか？
*ご加入いただく保険商品の団体総合生活補償保険加入Excelによっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについての確認は不要となります。



加入申込方法

募集時期

初回募集期間

2023年3月1日(水)～2023年3月31日(金)

中途加入は初回募集期間以降も随時受付しています。

チーム加入の場合

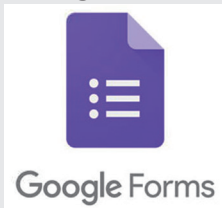
【団体総合生活補償保険加入Excel】

加入申込日	郵便番号	住所	携帯番号	加入者名	性別	年齢	生年月日	保険料
010	010	010	010	010	010	010	010	010

チームのとりまとめご担当者に申込日、郵便番号、住所(カタカナ表記)、携帯番号、加入者名、被保険者名(共に学生の名、カタカナ表記)、プラン名、性別、年齢、生年月日をお伝えください。チームとりまとめご担当者は所定のExcelに上記情報を入力の上、下記口座へ保険料振込と共に連盟へご提出ください。

個人加入の場合

【Googleフォーム】



入力上の注意

連盟から送られたGoogleフォームか左記コードから、大学名、郵便番号、住所(カタカナ表記)、携帯番号、加入者名(学生の名、カタカナ表記)、プラン名、性別、年齢、生年月日、ご希望の補償開始日を入力ください。

中途加入方法

募集締め切り後の加入希望者や4月1日以降の新入生の加入希望者はパンフレット4ページ記載の中途加入保険料表をご確認のうえ、下記口座までお振込みください。

※フォームの送信と振込で申し込み完了となります。

※振込名に大学名の記載をお願いいたします。

中途加入の補償開始日はGoogleフォームへの回答、振込完了後からその日を含め3営業日目の午前0時とします。

振込先口座



銀行：三菱UFJ銀行

支店(支店番号)：調布支店(590)

口座種別：普通

口座番号：0161855

口座名義：一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟

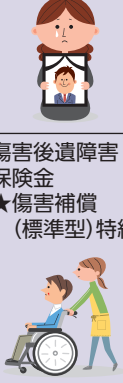
イツパンシヤダンホウジンカントウガクセイアメリカンフットボールレンメイ

※振込名に加入者名と大学名の記載をお願いいたします。

例：ミツスミタロウ ミツイダイガク

ご加入いただく保険の内容

※印を付した用語については、11～12ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 	傷害死亡・後遺障害保険金額× 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 	① 入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆実通院日のみの傷害通院保険金支払特約セット 	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
固定具等装着時一時保険金 ★固定具等装着時一時保険金補償特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、そのケガの治療を直接の目的として、ケガを被った部位の固定または可動域制限のために固定具等を装着した場合	次の算式によって算出した額をお支払いします (1) 次のいずれにも該当するギプス等の装着 ① 画像診断*に基づくギプス等の装着 ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に掲げる診療行為のうち、下記の算定対象となったギプス等の装着 四肢ギプス (鼻ギプス、手指および手・足 (片側)、半肢 (片側)、内反足矯正ギプス包帯 (片側)、上肢・下肢 (片側)、体幹から四肢にわたるギプス包帯 (片側))、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯 (片側)、ギプスベッド 骨折*の場合… 傷害通院保険金日額×20 骨折*以外の場合… 傷害通院保険金日額×10 (2) 上記以外の固定具等の3日以上連続した装着 傷害通院保険金日額×3 (*) 病的骨折および特発骨折を除きます。 (注1) 1事故に基づくケガ*につき1回を限度とします。 (注2) 1事故に基づくケガ*に対して複数の固定具等を装着した場合、最も高い倍率を適用します。	(傷害死亡保険金と同じ)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払します。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払します。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払します。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。）
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院*した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{感染症入院の日数}$ (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	など
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$ (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具*をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。	$\begin{aligned} & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \\ & \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \\ & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \\ & \text{免責金額* (0円)} \end{aligned}$ (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払します。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 	(※3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

補償対象外となる運動等
山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・固定具等装着時一時保険金
熱中症危険補償特約(自動セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

用語	説明
あ	
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
か	
画像診断	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、エックス線診断料およびコンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(注) をいいます。 (注)診療行為には、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等 ^(*) の固定具を装着した場合に限り、 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、 ます。
後遺障害	治療 ^(*) の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(*) を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
さ	
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 ^(*) を運転することをいいます。

用語	説明
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(*) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療 ^(*) に該当する診療行為 ^(*) (*)①②の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*)②の診療行為は、治療 ^(*) を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 ^(*) 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 ^(*) および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 ^(*) を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、 また、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
治療	医師 ^(*) が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 ^(*) を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症 ^(注1) ⑤ 指定感染症 ^(注2) (注1) 新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、 また、 (注2) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、 また、

用語		説明
な		
	入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
は		
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	発病	医師*が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
ま		
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。

(*) 団体総合生活補償保険加入Excelの被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここである同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は8～12ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

8～12ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

8～12ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

8～12ページをご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、団体総合生活補償保険加入Excelの保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、3～4ページの保険金額欄および団体総合生活補償保険加入Excel、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、3～4ページおよび団体総合生活補償保険加入Excelの保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

7ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は一般社団法人 関東学生アメリカンフットボール連盟が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、団体総合生活補償保険加入Excelに記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。団体総合生活補償保険加入Excelの記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	
下記以外の職業	
<ご契約の引受範囲>	
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業	

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、団体総合生活補償保険加入Excelの保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、7ページ記載の方法により払込みください。7ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

8～12ページをご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、7ページ記載の方法により払込みください。7ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

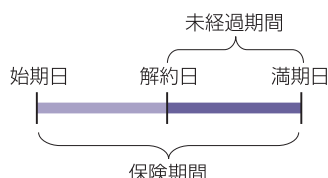
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

三井住友海上エージェンシー・サービス 神奈川静岡 TEL: **045-620-5806**

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277(無料)**

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕**0570-022-808**

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>